

令和5年度第2回下野市総合計画審議会 会議録

審議会等名 令和5年度 下野市総合計画審議会
日 時 令和6年1月30日（火） 午後1時30分から2時30分まで
会 場 下野市役所 3階 303・304会議室
出席者 中村祐司会長、西本由利子委員、加藤好雄委員、貝木幸男委員、佐間田香委員、近藤美好委員、荒川弘幸委員、石嶋信一委員、小林正樹委員、横塚麻奈美委員、矢口季男委員、近藤勘偉委員、諏訪守委員、加藤主税委員、藤川智子委員、木村千里委員、高橋裕美委員、渡辺葉子委員
【欠席委員】高山裕介委員、中島未有希委員、
市側出席者 伊澤総合政策部長、倉井総務部長、福田健康福祉部長、栃本産業振興部長、保沢建設水道部長、黒川会計管理者、五月女議会事務局長、近藤教育次長、上野安全安心課長（代理）
（事務局）米井総合政策課長、大門課長補佐、松沼主査、青柳主査
公開・非公開の別（ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）
傍聴者 なし
報道機関 なし
会議録作成年月日 令和6年2月15日

1 開 会

米井総合政策課長：定刻となりましたので、令和5年度第2回下野市総合計画審議会を開会いたします。本日、司会を務めさせていただき、総合政策課長の米井と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。本日、中島 未有希委員より欠席の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。また、本日の審議会から議会事務局長及び会計管理者も本部委員として出席させていただきます。あわせて、市民生活部長が所要により出席できないため、代理出席となっておりますのでご報告いたします。それでは、お手元の次第に基づき、進めさせていただきます。

2 会長あいさつ

米井総合政策課長：開会にあたりまして、当委員会の中村会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。中村会長お願いいたします。

中村会長：皆様、お久しぶりです。今日はお忙しい中、お時間を作っていただきありがとうございます。元旦の能登半島地震から間もなく1か月ということで、色々、考えさせられるひと月でした。私個人としては、暖かい気候のなかで、皆様に直接お会いできて審議会を開催することができるのが当たり前ではないことですので、大変幸せに思います。下野市も地震に対して、職員、保健師の方々の派遣など多方面にわたって支援しています。私が思うに、この総合計画審議会、今回話し合う総合戦略には、例えば、KPIとして記載されている「自主防災組織」や、能登半島では中小企業が大きな被害があり、そのようなところで中小企業への支援は産業振興の分野で、そして、避難所の衛生状況、避難者の健康状況は健康福祉の分野、総合政策分野は当然ですが、今後の生活をどうするかなど市民生活についても当然考えなければなら

ない、また、建物やインフラの再生復興ができるのかという建設水道に関する分野の問題、さらには子供たちが集団で非難するといったことがありますにまさに教育の分野ですね、そういったことがあり、今回の議題に能登地震の内容はないにしろ、皆様で知恵を集めて話し合うことは大変ありがたい機会だと思います。総合計画審議会は回数こそ少ないですが、日々のこういった話し合いが有事の際に生きていくのだと改めて感じました。なので皆様から様々なご意見をいただければと思います。本日はよろしくお願ひいたします。

米井総合政策課長：中村会長ありがとうございました。

3 議事

米井総合政策課長：下野市総合計画審議会条例第6条第1項により、会長が議長を務めることとなっておりますので、これより議事進行は中村会長にお願いいたします。

中村会長：初めに、会議成立、会議録署名人の確認をさせていただきます。本日の出席委員は18名です。委員定数20名のうち、半数以上の委員が出席していますので、会議は成立します。続きまして、本日の会議録署名を指名いたします。名簿順で、貝木幸男委員、佐間田香委員にお願いいたします。署名人の方は、後日、事務局が作成した本日の会議録へ署名していただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

それでは、まず事務局より資料の確認をお願いします。

[事務局より資料の確認]

(1) 第二期下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間延長に伴う改訂について

中村会長：それでは、議題に入ります。議題の「第二期下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間延長に伴う改訂について」。事務局より説明願ひます。

大門課長補佐：それでは、説明させていただきます。

7月26日に開催した第1回総合計画審議会において、現行の計画期間を1年間延長し、「基本目標における数値目標」及び「重要業績評価指標（KPI）の目標値」を変更することのご承認をいただきましたので、本日は、それに伴う総合戦略改訂（案）についてご承認いただきたいと思います。

資料1をご覧ください。今回の改訂内容は、目次の次のページに記載の5点です。ここで、申し訳ございませんが資料の訂正をお願いいたします。見出しが「令和6年3月改訂内容」となっておりますが、正しくは「令和6年1月」でございます。大変失礼いたしました。

では、内容ですが改訂部分は赤字で記載しております。まず、表紙の表裏に本日ご承認いただけた場合の改訂月として、「令和6年1月」と記載しております。

1頁「2 計画期間」につきまして、第三次総合計画前期基本計画と計画期間を統一するため1年間延長し、令和7年度までにするとしております。

11頁「7 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定」の1行目、「5年後」であったところを「6年後」に文言を修正しました。

13 頁以降の各目標値及びK P I を令和 7 年度の数値にいたしました。併せて、数値目標の説明等赤字記載部分を修正しております。以上が改訂案の概要となります。

なお、目標値及びK P I の算出方法、設定の理由等につきましては、資料 2 にまとめてございます。

続いて資料 2 をご覧ください。各最終目標値となる令和 7 年度の目標値設定の根拠等になります。資料はご覧いただいていると思いますので、各項目の説明は割愛させていただきますが、4 頁・No.10「土地区画整理事業整備面積」、P7・No.20「不妊治療助成件数」につきましては、それぞれ下方修正となっておりますので、改めて担当部長よりご説明いたします。

その後、小林委員より事前質問をいただいておりますので、回答につきまして担当の産業振興部長よりご説明いたします。

また、資料 2 の総合戦略の取組みの中から、各項目の取組状況や課題、今後の進め方等について各部長よりご説明させていただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上です。

中村祐司会長：はい、ありがとうございます。ではまず資料 1 についてです。総合計画と期間を合わせるために 1 年延長するということですが、1 頁と 11 頁の文言の修正については、大丈夫ですかね。

では、我々、総合計画審議会として承知しました。

そして、資料 2 についてですね。少し説明がありましたが、資料 2 の 4 頁のNo.10「土地区画整理事業整備面積」と、7 頁のNo.20「不妊治療助成件数」については順番に担当部長よりご説明をいただきたいと思います。

最初に、建設水道部長をお願いします。

保沢建設水道部長：建設水道部長の保沢でございます。4 頁の 10 番の土地区画整理事業整備面積ですね。こちらは令和 5 年度以降を下方修正した訳ですが、こちらについては、市内全体の区画整理事業面積であり、現在、事業を実施しております仁良川地区区画整理事業におきまして、昨年度末に事業計画の変更を行いました。事業期間につきましては計画年度を令和 10 年度まで延伸したことにより、各単年度における整備面積も変更させていただいたところでございます。事業期間のみの延伸でありますので、各年度の目標値が下がった結果であります。以上です。

中村祐司会長：はい、ありがとうございます。では続いて、健康福祉部長をお願いします。

福田健康福祉部長：健康福祉部長の福田でございます。よろしくお願いたします。それでは私のほうから、7 頁No.20「不妊治療助成件数」の下方修正の理由について説明させていただきます。本市におきましては平成 19 年度より不妊治療の助成を行ってまいりました。不妊治療の、体外受精等の基本治療におきましては、令和 4 年度から保険適用となりまして、窓口での自己負担は治療費の 3 割となったところでございます。しかしながら、治療内容によっては自己負担が高額になる方もいるため、令和 5 年度から新たに市独自の助成事業を実施しているところでございます。その助成内容につきましては保険適用の治療については自己負担額の 10 割助成で上

限 10 万円。保険適用外の治療については自己負担額の 2 分の 1 の助成で上限 15 万円としております。この助成制度の改正に伴いまして、人口受精と体外受精などの生殖補助医療が同時に申請できるようになりまして、1 年度に申請できる回数は最大 6 回から 1 回に変更となりました。また、保険適用前につきましては、助成した方の内、約 4 分の 1 の方は同じ方による申請であることを踏まえまして、令和 5 年度以降の目標値については 54 件ということで修正をさせていただきます。

中村祐司会長：はい、具体的なご説明ありがとうございました。共に下方修正ということの理由説明ですね。では、今各部長より説明がありましたが、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

ないようでしたら、この内容で了解したということをお願いいたします。それではですね、次に、小林委員が事前質問を出してくださいまして、それについて、産業振興部長よりご説明をお願いします。

栃本産業振興部長：産業振興部長の栃本と申します。よろしくをお願いいたします。それでは、お手元の資料 3 をご覧いただければと思います。今、会長の方から、小林委員が事前質問を出していただいているとお話がありましたが、そちらをまとめたものがこちらの資料になります。

この数値目標については資料 1 でいうと 13 頁。資料 2 でいうと 2 頁になりますので参考にご覧いただければと思います。改めて雇用奨励金活用件数でございます。まず、雇用奨励金事業ですが、下野市では平成 23 年に制度化したあと、平成 25 年 3 月に全部改正を行いまして、現行制度に至っているところでございます。この度、小林委員からご質問いただきました、第 1 点目の、精神保健福祉手帳保持者を対象者としめない理由についてでございますが、平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行されたことを契機に、精神障がい者に対する支援についての考え方が示されまして、本市の奨励金制度においても精神障がい者への支援の在り方を検討しておりました。しかしながらこれまでの間、事業者の方々から本制度を活用した精神障がい者に対する交付の可否等の問い合わせがなかったことから、事業者の要望の把握や、要綱の改正には至っていない状況です。しかし、厚生労働省所管の各種雇用助成制度においても、身体、知的、精神障がい者を対象とし、広く支援を図っているように、今般のご指摘を受けまして、本市制度の改正や、対象者の拡大を検討していきたいと考えています。これらの意見を踏まえまして、改めて管内である小山市の状況を確認すると、国のトライアル雇用助成金を活用した事業者に対して、さらに奨励金を上乘せして交付していることも認識しているところであります。従いまして、実際に採用する事業者にとって、精神障がい者をトライアル雇用する有用性等も評価すべきであると考えられることから、改正の検討にあたっては、より効果的な手法を研究していきたいと考えています。参考までに、トライアル雇用について説明させていただきます。トライアル雇用とは簡単に申しますと仮採用ととらえていただければと思います。本格的な採用ではなく、事前に障がい者の方、色々な条件がございますので、まずは、仮に採用していただいて、一旦そこで状況をみていただくというようにご理解いただければと思います。なお、本奨励金の交付要件には、ご質問にあるような障害者手帳を所有している方のほか、ハローワーク（公共職業安定所）の紹介により市民を正規に雇い入れた場合等も交付の対象となり

ます。従いまして、精神障がいの有無にかかわらず雇用奨励金を受給することは可能となっています。

続きまして、ご質問の2点目の、身体障害者手帳の1級2級のみを対象としている点についてでございますが、現制度では、ご質問のとおり療育手帳所持者と身体障害者手帳の1級2級の方を雇用した場合が交付の対象となりまして、身体障害者手帳の3級以下の方は交付対象としてございません。この点については、事業者が、障がい者を雇用するにあたっては、事業所のバリアフリー化や障がい者への指導担当の配置等、労働環境の整備のための負担が発生することから、特に重度の障がい者を雇用する事業者への負担軽減を図り、障がい者への雇用機会の増大につながることを意図したものとなっております。

なお、この点につきましても、1点目と同様、ハローワークを介して正規に雇い入れた事業所につきましては、障がいの程度にかかわらず市の雇用奨励金の対象としています。説明は以上でございます。

中村祐司会長:非常に大きな議題になりますが、小林委員が質問を出してくださったおかげで、質問1については要綱の改正に向かっていくということだと思いますが、質問の2に関しては、私の理解が及ばず申し訳ありませんが、質問の意図について、小林委員からご説明していただけますでしょうか。

小林正樹委員:2番目の内容は、身体障害者手帳の内容は1級2級は重度扱いになるんですが、それ以外が抜けていたというところで、身体障がいの場合聴覚障害といった方もいるものから、そういった方も対象となるのかとか、そういったところも含めてなぜ1級2級にしたのかよくわからなかったので、質問をさせていただきました。

中村祐司会長:質問2について回答としては大丈夫ですか。

小林正樹委員:結果的に要綱にある「ハローワークの紹介であれば対象になる」とあるので、明確に一つ一つの項目にはないけれど、ハローワークの紹介であれば手帳の有無にかかわらず該当させますという回答でしたので、私としては大丈夫です。

中村祐司会長:ありがとうございました。では続きまして、各部長より各項目の取り組み状況やそれにおける課題、KPI 目標達成に向けた今後の推進方法等について、ご説明をお願いします。時間の都合もありますので、特徴的なものや特に進めていきたい項目について、それぞれ2分以内でよろしく願いいたします。

では、お座りいただいている順で、産業振興部長から右に順番によろしく願いします。

栃本産業振興部長:それでは、産業振興部所管につきましては、資料でいうと資料2で説明します。No. でいうと6番と7番に関連する事項について合わせて説明させていただければと思います。昨今の農業を取り巻く環境は大変厳しい状況でございます。特に、なんといいましても、将来を見据えた農業の担い手の確保が最重要な課題と考えております。そこで本市では独自の新たな取り組みとしまして、令和5年度から農業研修者受入支援事業を新たに創設いたしまし

て、今年度1件の実績と、令和6年4月から新たに1件の支援が見込まれております。この制度は農業を志した就農者に対して、国においては研修期間中の生活費補助、及び就農直後の経営安定を目的とした支援制度はあるものの、就農希望者を受け入れる農家に対する補助については使用できるものがなく、結果として受け入れ農家が自費で人件費や材料費等を全額負担する実態がございまして、このことは就農希望者の受け入れが進まず、就農希望者が研修先を探すうえで大きな障害となっているところでございます。このような状況を鑑みまして、下野市では持続可能な営農環境構築のためには、担い手の確保育成が重要であることから、就農希望者を研修者として受け入れていただく農家に対し助成金による支援をするものでございます。

また、新規就農者といひましても他業種である、いわゆる非農家からの新規参入者と、農家育ちの新規就農者、いわゆる親元就農者の2つに大別されるかと思えます。そのなかでも、親元就農は、親の土地、機械、設備、販路にいたるまでの親の基盤を活用することが可能であるため、新規参入者に比べて、農業をはじめやすい環境にございます。こちらも国や県からの支援制度はあるものの、親とは形態の独立や異なる作物の栽培など、厳しい採択要件が課されていることから、支援を受けることが必ずしも容易な制度ではございません。従いまして、営農環境が厳しい中これらの比較的営農するうえでの環境の整った人材が、農業から目が背けられてしまっていることが非常に大きな損失であると考えております。そこで、今後、本市では独自の取組としまして、親元就農者に対する支援事業を創設し、親から子への経営定着を促進させることで、営農者の若年化、担い手の増加を図り未来を担う農業者の確保・育成を図るための支援事業を検討しているところであります。いずれにいたしましても、本市の重要施策である農業者の担い手確保の対応については、今後も関係機関との情報交換など、状況を適切に見極めながら効果的な施策を展開していかねばならないと受け止めているところであります。説明は以上です。

中村祐司会長：ありがとうございます。続いて、健康福祉部長をお願いします。

福田健康福祉部長：それでは私の方から説明させていただきます。資料2の8頁No.21になります。産後ケアサービス提供施設数について説明させていただきます。産後ケア事業につきましては、出産後に育児への不安や、心身の不調がある母子に対しまして、産後1年まで母子の心身のケアや授乳、沐浴の指導の他、育児相談等を行う事業で、サービスの種類といたしましては、日帰り、宿泊の他、令和3年度からは訪問によるサービスも実施しております。市と委託契約を締結している医療機関や助産院などでサービスを利用した場合は、自己負担額は利用料金の2割となっているところでございます。この自己負担額につきましては、今年度から国と県では利用者の負担軽減を図るため、減免措置を設けておりまして、本市の予算を上乗せすることによりまして、実質、自己負担なしでご利用をいただいているところでございます。今後につきましても、この提供施設数を増やして、支援を必要としている産婦への積極的な周知を行い、利用促進を図ってまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

中村祐司会長：はい、続いて総合政策部長をお願いします。

伊澤総合政策部長：総合政策部長の伊澤です。よろしく申し上げます。それでは私からは資料

2の4頁の移住関係についてお話させていただきます。皆様ご存じの通り、国では少子高齢化、人口減少が問題になっているかと思うのですが、そのような中で、コロナ禍でテレワークが普及しまして、場所に囚われない働き方、暮らし方が注目を集めまして、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した2020年以降は東京都で転出超過が起こるなどテレワークの普及による住み替えが進んできたところです。しかしながら、改善に向かうかと思われた東京一極集中ですが、2021年からは逆に社会、経済も徐々に回復したところで、東京回帰が改めて始まってしまいました。そのような中で、5年毎に行っている国勢調査ですが、直近では令和2(2020)年に行われました。その調査の中では栃木県内25市町で宇都宮市と本市だけが人口増となりました。増加率でみると、本市が一番でございました。本市としましては、国勢調査等をみると、改めてポテンシャルの高さ、住みよさが見えるところかと思えます。先ほど、保沢建設水道部長の説明にありました仁良川区画整理事業、こういったところの人口がかなり伸びているところでございます。また、令和5年4月1日から市街化調整区域でも宅地化ができる都市計画法34条第11号指定を新たに行った地域がございまして、そういったところも人気の一つでありまして、全庁を挙げて、住みよさを武器に人口増を目指して、取り組んでいくところでありまして、また、魅力ある企業誘致にも取り組んでおりまして、産業団地の造成も進めております。そういったところで、移住定住に力を入れて今後も人や企業に選ばれるまちづくりを目指していきたいと考えております。

もう一点ですが、資料2の13頁に共同連携事業数があります。本市単独では解決できないものを近隣市町で連携を図って取り組んでいきたいと考えております。そのなかで、小山市、野木町の文化会館等を市民、町民と同額で借りることができる相互利用が、令和6年4月1日から可能になります。今後、条例等の整備が必要になりますので、決定し次第、改めて皆様に周知したいと考えております。以上でございます。

中村祐司会長：はい、では続けてお願いします。

上野安全安心課長：では、市民生活部長の代理で私、安全安心課長の上野がお話いたします。よろしく申し上げます。資料2の12頁のNo.37の自主防災組織の関係について、ご説明させていただきます。まず、自主防災組織の中で、「自助」、これは家庭内で皆様方が自ら行う内容、それから「公助」、市役所、県庁、または自衛隊、消防が活動する内容。もう一つが「共助」、ともに助け合うといった内容があり、このなかで自主防災組織の必要性が見られます。現在下野市では13の自主防災組織が設立されておりまして、これは、複数の自治会が一緒になっているところもございまして、自治会数ですと25の自治会が自主防災組織の活動をされているところでもあります。組織の内容としましては、避難誘導の円滑化、または避難所の運営等に携わっていただくという業務が自主防災組織の活動になります。また平時においてはご家庭内の備蓄品をお互いに確認しあうとか、防災訓練を行うとか私共職員が講話を行うこともあります。

そのような内容が平時の活動になります。活動の状況としまして、避難所の運営訓練を昨年度行いました。コロナ禍でしたので、大々的な総合防災訓練等はしばらく開催しておりませんが、昨年度は直接2つの自治会に集まっていたいただきまして、実際に避難所を開設して、それぞれの役割を決めて運営まで行っていただくような訓練を行いました。今後は回数等を増

やして、直接皆様が訓練に携われるように広めていきたいと考えております。加えて、1月に能登半島地震が起きまして、能登半島の自主防災組織等が避難所を直接運営されている映像が報道等で流れており、市民の皆様もご覧になられていると思いますので、今後もさらに拡大させていただきたいと思います。現在、自主防災組織の相談や設立の準備をしている自治会は5自治会で、今後も増えていくことと思われるので、皆様からも啓発等PRをしていただければと思います。以上です。

中村祐司会長：はい、では続けて、建設水道部長お願いします。

保沢建設水道部長：はい、建設水道部長の保沢でございます。私の方からは資料2の5頁No.13空き家バンクの登録件数についてお話をいただければと思います。こちらの目標値の3年度、4年度はC評価と評価が低い状態であります。この評価は登録件数が少なかった、または0ということですが、今年度より制度の充実を図り、またPRを強化しました。制度の充実とは、昨年度まで市街化区域のみを登録の対象としておりましたが、今年度より市街化調整区域を含め、市内全域を対象としたところでございます。また、奨励金につきましても市街化調整区域の枠を設けたところでございます。また、PRについては、固定資産税の通知書に空き家バンクのチラシを入れて空き家の所有者にダイレクトでチラシが届くようにしたところであります。今年度の実績としましては1月末時点で、相談件数については増えているのですが、最終的な登録までには至っていないところでございます。こちらは家族内での相談でなかなか登録までいかないことや、相続の問題等で登録までいかないことがあります。また、先月12月に、栃木県宅建業協会所属の市内不動産業者と、さらなる周知を図るために意見交換会を開きました。その意見交換のなかでは、下野市の空き家バンクの制度自体は他市に引けを取らないが、登録件数が少ないのは、下野市は立地が良く、物件がすぐ流通するためでしょうという話を受けたところでございます。特に街中においてはそのようなことが見受けられるといった話がありました。しかしながら、実際問題として市内に空き家はございます。そのため、引き続きPRの強化と促進にあたっていきたいと考えております。以上です。

中村祐司会長：はい、では最後に教育次長お願いします。

近藤教育次長：教育次長の近藤と申します。よろしく申し上げます。私からは資料2の10頁No.30、31になります。まず、はじめに教育委員会では将来を担う人づくりとしまして、小中学校で学ぶ力、豊かな心、健やかな体を育む創意ある教育活動の展開を進めているところです。そのなかで、No.30、31については学ぶ意欲と自己有用感の指標の設定となっております。こちらは毎年実施しております、とちぎっ子学習状況調査で小学4年生と5年生、中学2年生が対象となっております。また、全国学力・学習状況調査については小学6年生、中学校3年生を対象に行っているものですが、その中で質問紙の調査がございまして、8項目から14項目に亘りまして、学ぶ意欲と自己有用感の調査がございまして、4点を最高値としまして評価を行っているものでございます。特にNo.31の中学校の部につきましては、令和4年度に目標値である3.10を上回る3.16という実績になったことから、令和7年度の目標値を3.18に上方修正しております。基準値の下に最終目標値があるのですが、こちらを3.10から3.18に

訂正をお願いします。こちらに修正しまして今後の取組を進めてまいります。

次に 10 頁 No. 32 から No. 36 につきましては、「生涯にわたり学べる機会づくり」、また、「市民総スポーツ“ひとり 1 スポーツ”の環境づくり」、そして「文化芸術と文化遺産による豊かな生活環境づくり」として、各施設の利用者数、入館者数等の数値を目標値としているわけですが、ここ数年のコロナ禍によりまして、利用者数が大幅に落ち込んでおります。令和 4 年度には一部回復の兆しがみられたわけですが、令和 7 年度の目標値に回復することが現在の課題としてとらえているところでございます。教育委員会は以上でございます。

中村祐司会長：はい、ありがとうございます。いま、各部の取組についてご説明をしていただきました。委員の皆様、今の説明の中でも結構ですし、説明以外の内容でも結構ですのでご意見、ご質問があればお願いします。

佐間田香委員：教育委員の佐間田です。3 点ほどお話をさせていただきます。1 点目が記載方法についてなのですが、目標値の項目によって「延」件数の項目と「年間」件数の項目があって、分かりやすいのが資料 2 の No. 12 と No. 13 ですが、記載方法をどちらかに統一した方が見やすいのではないかと思います。それと、資料 1 と資料 2 で KPI の数字が違っている項目がありどちらが正しいのでしょうか。

大門課長補佐：各項目の延べ件数や年間の件数については、各項目の実情に合わせて設定しているため、統一することが難しいところがございます。今後、次期計画を策定する際には、表記について検討させていただきます。また、KPI の数字については、資料 1 が間違いで資料 2 の数字が正しい数字になります。申し訳ありませんが、修正をお願いします。

佐間田香委員：ありがとうございます。2 点目は先ほど福田健康福祉部長からご発言があった産後ケアについてです。ご発言に対する意見ではなく、産後ケア事業は大変感謝しております。そして、実際のお母さんからというか、地域性を考えたうえでの意見なんです。下野市は医療従事者が大変多く、例えば、ご主人が若いお医者様だと、夜勤や当直、研修などこれからの医療について最も尽力されている方々であり、育児休業を取得するといっても難しく、また、奥様も医療従事者であれば、ご主事と同じ思いをしながら、ご家庭を支え、家事をしているわけです。産後ケアとしてお母さんの体のケアも大切ですが、医療従事者のお母さんは家事代行サービスがほしいという思いがあり、今後、人口を増やすうえで、家事サービスというものの補助のようなものをぜひ考えていただけたらと思います。育児サービスであれば専門職でなければできませんが、例えば、家事代行であれば、シルバー人材センターの方に手伝っていただいたりとか、地域柄として頭に入れていただけると嬉しいと思います。

福田健康福祉部長：ご意見ありがとうございます。ただいま、育児休業に関して、家事代行サービスというご意見をいただきました。産後ケア事業に関しては、少し趣旨が違ってきてしまいますので、産後ケア事業において家事代行の補助はできませんが、必要な支援の一つであるということは認識しております。下野市におきましても、多胎児のご家庭では、育児に苦勞されていると思いますので、家事代行のメニューはありますがその他の家庭でも、今後検討して

いければと思います。よろしく申し上げます。

佐間田香委員：ありがとうございます。3点目は、先ほど、小林委員から雇用奨励金のお話がありました。教育の方では例えば小学校や中学校では、発達障害のお子さんが増えてきていて、実際に手帳を持っている人が増えているのか、それから、その子たちがいずれ就労されるわけですので、その受け皿を増やしていただきたいと思います。

福田健康福祉部長：それでは私から障害者手帳をもっている方の人数についてご説明させていただきます。下野市で令和4年度の障害者手帳保持者は1,655人ということで、令和5年度は1,598人となっております。また、療育手帳保持者について令和4年度は499人、令和5年度は501人となっております。それと精神障害者保健福祉手帳は令和4年度が478人、令和5年度は514人となっております。特に過去の推移から見まして、精神障害者保健福祉手帳を保持されている方の数が特に増えているといった状況にあります。以上です。

貝木幸男委員：一つ聞かせていただきたいのですが、資料2の12頁No.39、1市2町広域連携バス乗降者数とありますが、現在、ゆうきが丘循環線は廃線となったため、JR石橋駅～獨協線だけ運行されていると思いますが、令和7年度の目標値が33,600人と増えておりますが、JR石橋駅～獨協線で33,600人を目標としたいということですか。

上野安全安心課長：お見込みの通り、JR石橋駅～獨協線の乗降者数を見込んでおります。

貝木幸男委員：1路線で33,600人を見込んでいるということですね。わかりました。

中村祐司会長：ありがとうございます。その他ありますでしょうか。

藤川智子委員：産後ケアサービスについてお伺いします。私は助産師会のほうで産後ケアサービスを委託されているのですが、この間、栃木県助産師会で産後ケアの担い手たちでミーティングをしたときに出了た事例で、他自治体の事例ですが、赤ちゃんが小さくてNICUに入っているときに、お母さんが母乳関係などで、不安があり相談があっても、赤ちゃんが家にいないため産後ケアを受けられないという事例が多いというお話があったのですが、下野市はそのような場合の対応はどのようになっていますか。

福田健康福祉部長：対象は出産後1年未満のお母さんとお子さんということになっております。基本的にはご自宅に戻られて、産後ケア事業を希望される方に対して申込をしていただいでご利用いただくといった原則になります。

藤川智子委員：実際、赤ちゃんが家にはいないのですが、精神的に非常に不安定になっていて、助産師に相談したいために産後ケア事業を使いたいのだけれども、対象ではないということで断られてしまうという事例が他自治体であったそうなんです。厚生労働省でだしている産後ケアガイドでは、特に自宅にいる人に、とは限っていなかった気がするのですが、今後はそのような

ケースについても検討していただければと思います。特に自治医大周辺に住まわれている方ですと、超未熟児だったりして、赤ちゃんが長く入院されていてお母さんが不安を抱えられている方もいるのかなと思いますので、ご検討していただきたいと思います。

福田健康福祉部長：ただいまのご意見に関しては、担当課の健康増進課において、内容等をよく確認させていただいて、対応ができるように取り組んでいければと考えております。よろしく申し上げます。

中村祐司会長：ご意見ありがとうございます。そのほかありますでしょうか。なければ私からお伺いさせていただきます。先ほど、総合政策部長から市街化調整区域の宅地化の話がありましたが、市街化調整区域の宅地化はハードル的にはやりやすくなったのでしょうか。

保沢建設水道部長：市街化調整区域の宅地化については都市計画法 34 条第 11 号地区を新たに市内に 9 か所指定しまして、そのところが農地でも宅地化が簡単にできるような形になりました。今回指定した地域は国道 4 号線沿線でございます、開発関係がいくつか出てきているところでございます。

中村祐司会長：ありがとうございます。先ほどの総合政策部長お話の東京回帰が進んでいるとありましたが、その中で下野市の強みを活かせる内容ですね。ありがとうございます。

もう 1 点ですが、教育のお話の中で、確認させていただきたいのが、No. 30、31 に記載されている自己有用感とはどういうことを言うのでしょうか。

近藤教育次長：自己有用感とは自分自身の価値観というものを指しておりまして、例えば調査の中で、将来の夢や目標を持っているかといった項目があり、4 点満点でどのくらいかといったところを調査します。

中村祐司会長：ありがとうございます。そのほか何かありますでしょうか。それではお諮りいたします。下野市第二期総合戦略について、原案のとおり改訂することで承認してよろしいですか。はい。では、我々として承認させていただきました。

(2) その他

中村祐司会長：最後に、議題「(2) その他」です。事務局より何かございますか。

大門課長補佐：本年度の総合計画審議会は本日が最後となります。1 年間ありがとうございます。来年度の会議開催予定は、本年度と同様、7 月と年明け 2 月頃を予定しておりますので、引続き来年度もよろしくお願いいたします。事務局からは、以上です。

中村祐司会長：はい。ありがとうございます。委員の皆様から、何かございますか。よろしいでしょうか。この総合計画審議会では全員は難しかったですが複数の方から貴重なご意見をいただきました。委員の皆様、ありがとうございます。議事はすべて終了いたしました。進行

を事務局にお返しします。

米井総合政策課長：以上を持ちまして、令和5年度第2回総合計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。